

第 1 0 回  
石狩市地域防災計画・水防計画  
改訂検討委員会  
議 事 次 第

日 時：平成 25 年 3 月 8 日（金）15：00～16：00  
場 所：石狩市役所 4 階 401・402 会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 前回議事録の確認 ..... 15:05～15:15  
    (1) 前回議事の概要
4. 石狩市地域防災計画（案）について ..... 15:15～15:45  
    (1) 市民意見（パブリックコメント）検討結果  
    (2) 検討委員会意見検討結果
5. 検討委員会付帯意見について ..... 15:45～15:50
6. 委員長挨拶
7. 閉会

.....

石狩市地域防災計画（案）提出

日 時：平成 25 年 3 月 8 日（金）16：00～  
場 所：石狩市役所 4 階 401・402 会議室

1. 石狩市地域防災計画（案）提出
2. 委員長報告
3. 市長挨拶

## パブリックコメント

# 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂素案に 寄せられた意見と検討結果について

【 実 施 期 間 】	平成25年1月25日（金）から平成25年2月24日（日）まで		
【 担 当 】	総務部総務課危機管理担当		
【 意 見 提 出 者 数 】	1人		
【 意 見 件 数 】	6件		
【 意 見 の 対 応 】	A： 意見に基づき案に反映するもの	・・・	1件
	B： 意見の一部を案に反映するもの	・・・	2件
	C： 意見を案に反映しないもの	・・・	3件
	D： 既に反映されているもの	・・・	0件
	E： 今後の参考とするもの	・・・	0件
【 意 見 の 検 討 経 過 】	2月25日～3月1日：関係部局による検討結果（案）の確認		
	3月8日：石狩市地域防災計画・石狩市水防計画改訂検討委員会による検討結果（案）の確定		
	3月8日：関係部局に合議のうえ、市長決裁にて決定		
	関係部局・・・企画経済部長、市長政策室長、参事（政策担当）、建設水道部長、建設指導課長		

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂素案についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見の要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
該当ページ	<b>【地震・津波災害対策編】 第 2 章 第 1 節 地震に強い都市構造の形成</b>		
II-6	C	<p><b>【6】液状化対策</b></p> <p>「<u>公共施設等の管理者</u>は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。」とあるが、市の防災計画であり、市が管理する公共施設ということであれば、「<u>市</u>は、施設の設置に当たって、・・・実施する。」という記載にするべきではないか。</p>	<p>・石狩北部地区消防事務組合などの市以外が管理する公共施設も含めていることから、素案のとおり記載とする。</p>
該当ページ	<b>【地震・津波災害対策編】 第 3 章 第 3 節 建築物等の災害予防</b>		
II-16	C	<p><b>【2】既存建築物の耐震化の促進</b></p> <p>「市は、現行の建築基準法の耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。</p> <p>また、市は、住民や所有者にパンフレット等により制度の普及啓発を図るとともに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など<u>技術者の育成</u>に努めるものとする。」</p> <p>とあるが、技術者の育成の対象者が、市職員ということであれば、「<u>技術職員のスキル向上</u>に努めるものとする。」が相応しいのではないか。</p>	<p>・ここでの「技術者」の対象者は、市職員に限らず、建築関係団体の技術者なども含めていることから、素案のとおり記載とする。</p>

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見の要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
該当ページ	【地震・津波災害対策編】 第 3 章 第 3 節 建築物等の災害予防		
II-16	B	<p>・「減築の指導」については、財産権を侵害するおそれがあるため、都市計画によって塀の高さを規制している住宅地において、引き続き都市計画を遵守するよう適切に指導するということと、点検または補強の指導については、倒壊のおそれが現認できるものに限り行なうことから、以下のとおり記載を見直す。</p> <p><b>(1) ブロック塀等の倒壊防止</b> 「市は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、<u>都市計画により塀の高さを制限するほか、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等で地震による倒壊のおそれがあるもの</u>にあつては、<u>所有者に点検、補修、補強等</u>の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合も、<u>法並びに</u>設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底する。」</p>	建設指導課
		<p><b>【3】建築物等の転倒・落下物対策の推進</b> <b>(1) ブロック塀等の倒壊防止</b> 「市は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する<u>既存ブロック塀等</u>にあつては、<u>点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。</u>」 とあるが、「既存ブロック塀等にあつては点検、補強、<u>減築</u>の指導を行う・・・」などの記載とし、既存ブロック塀等にあつては、高さを減らすという視点も入れるべきではないか。</p>	

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見の要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
該当ページ 【地震・津波災害対策編】 第 3 章 第 4 節 液状化現象の予防			
II-17 <b>【3】液状化現象予防の推進</b> 「市及び防災関係機関は、液状化現象による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化現象対策を推進する。」 とあるが、防災関係機関が公共事業を実施するのか。「市は、液状化現象による被害を最小限に食い止めるため・・・」という記載になるのではないかと。	C	・ここでの「防災関係機関」は、国などの機関を指しており、石狩湾新港地域などでは、国等の直轄事業も行われることから、素案のとおり記載とする。	

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂についての市民意見検討結果

パブリックコメント実施期間	平成 25 年 1 月 25 日（金）から平成 25 年 2 月 24 日（日）まで		
【検討結果の区分】	A：意見に基づき案に反映するもの D：既に反映されているもの	B：意見の一部を案に反映するもの E：今後の参考とするもの	C：意見を案に反映しないもの

意見の要旨	検討結果の区分	左記の理由	関係部署
該当ページ <b>【雪害対策編】 第 1 章 第 1 節 雪につよいまちづくりの推進</b>			
IV-1 (案)修正後 IV-7 積雪による空き家等の倒壊防止対策も本節に必要ではないか。 第1節 第5項に以下の記載を提案する。 <b>積雪による空き家等の倒壊防止対策</b> <u>積雪により倒壊のおそれのある建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施する。</u>	A	・記載内容が「対策」に関することとなっていることから、本編第 2 章第 1 節「雪害応急対策」の第 7 項に以下の「 <b>積雪による建築物等の倒壊防止</b> 」を追加することとし、「雪崩警戒対策」を第 8 項、「孤立地域に対する対策」を第 9 項とする。 ・なお、一般の住宅については、強制力を持った勧告や命令ができないことから、指導、助言との記載とする。  <b>7 積雪による建築物等の倒壊防止</b> <u>市は、積雪による倒壊など、保安上危険な建築物に対しては、所有者等に保安上必要な措置を取るよう指導、助言を行なう。</u>	建設指導課
該当ページ <b>【事故災害対策編】 第 2 章 第 4 節 大規模な火事災害対策</b>			
V-20 (案)修正後 V-21 市内での野火対策が懸念されることから、「2 災害応急対策」に「野火対策」を追加しては如何か。「【2】その他の災害発生時の応急対策」を【3】に、【2】に以下の対策を提案する。 <b>【2】野火対策</b> <u>市内には、泥炭地層が広範囲に分布しているため、自然発火等による野火の発生が懸念されることから、防風林、住宅地等への延焼防止に努める。</u>	B	・本編第 2 章 第 6 節「林野火災対策」に包含することとし、その出火原因について、本節「2 林野火災予防対策」に一部反映する。  <b>第 6 節 林野火災対策</b> <u>市内における林野火災の発生原因は、<b>広範囲に分布している泥炭地層を起因とする、自然発火等による野火の発生や、</b>タバコ、マッチ及びごみ焼きの不始末によるものが多く、特に山菜取、ハイキング、釣り等、レジャー人口の増加等に伴う林野火災が多発傾向にある。</u> このため、入林者に対する指導啓発ばかりでなく、・・・	

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画改訂検討委員会の意見と検討結果

計画 該当 ページ	意見の要旨 / 計画への反映状況	
	<b>【 共通編 第1章 総則 】 第2節「計画の位置づけ」</b>	
I-1	委員意見	ハード整備について、避難タワー等の整備は国や道の新しい所見が出た後にハード整備について検討するということだが、その点について具体的では無くても計画に盛り込むことはできないか。
	事務局回答	市は、ハード整備に公的な責務があるが、計画を作る上では整備の必要性について一定の所見が必要であるため、現状で地域防災計画へハード整備を盛り込むことは難しい。ハード整備の必要性を示す知見が得られれば、総則の第2節の「計画の位置づけ」にあるとおり「地域防災力整備計画」に反映させていく。
	委員意見	ハード整備の検討の必要性等について、検討委員会の答申として、提言または付帯文として書面で市に提出することはできないか。
	委員長意見	新しい知見が得られたときに、それに応じて検討が必要というような提言を事務局で検討して欲しい。
<b>事務局検討結果</b>		
「整備計画」については、改訂素案のとおりとし、石狩市防災会議会長（石狩市長）に対し、別紙「提言書」を付して、答申することとする。		

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画改訂検討委員会の意見と検討結果

計画 該当 ページ	意見の要旨 / 計画への反映状況	
	<b>【 共通編 第5章 情報通信・伝達 】 第5節 第4項 「自主避難」</b>	
	委員意見	避難勧告等は、市長が判断し発令するが、その段階ではじめて避難所が開設されるのかそれとも、避難準備情報、勧告、指示がでなくても避難所が開設される場合があるか。
	事務局回答	自主避難の場合、市が避難したことを知ることは出来ないことから、計画では、自主避難したことを市側に通報して頂くことになっている。
	委員意見	自主避難時に避難者が全員通報すれば、通報を受ける側で混乱しないか。
	事務局回答	<p>自主避難の必要があると判断される状況の場合は、その状況を市に伝達して頂かないと状況を把握することが不可能である。通報を受けた場合、市が状況を確認し、必要があれば避難勧告または指示を発令し、避難所が開設されることになる。そのため、市民が自主避難を判断した段階では、状況を伝達して頂きたい。</p> <p>自主避難する全ての方が通報する必要があるのではなく、自主避難が必要な危険な状況であることを市側に伝えていただきたいという主旨としているが、近隣住民と情報共有を図った上で、自主防災組織から通報してもらうなど、記載内容について見直す。</p>
I-51	<b>事務局検討結果</b>	
	旧	新
	<p><b>【1】事象発見時の措置</b></p> <p>市民は、避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）に相当する現象を発見した場合、本章 第4節 第1項「異常現象発見時における措置」に従って、警察または消防等に通報しなくてはならない。</p> <p>なお、自主避難を行う場合は、市に自主避難をすることについて通報を行い、各地区防災ガイドの定めるところにより適切な一時避難場所または収容避難所に避難しなければならない。</p>	<p><b>【1】事象発見時の措置</b></p> <p>市民は、避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）に相当する現象を発見した場合、本章 第4節 第1項「異常現象発見時における措置」に従って、警察または消防等に通報しなくてはならない。</p> <p>なお、<u>近隣住民、町内会・自治会または自主防災組織と事前に情報を共有した上で、避難の必要性があると判断した場合は、町内会・自治会または自主防災組織から、</u>市に自主避難をすることについて通報を行い、各地区防災ガイドの定めるところにより適切な一時避難場所または収容避難所に避難しなければならない。</p>



石狩市地域防災計画・石狩市水防計画改訂検討委員会の意見と検討結果

計画 該当 ページ	意見の要旨 / 計画への反映状況	
	【事故災害対策編 第2章 事故災害対策】 第6節 第1項「林野火災予消防対策実施組織体制の整備」	
	委員意見	林野火災対策の協力機関で、企業名が記載されているが、これは公表してよい情報か。
	事務局回答	林野火災予防対策協議会のメンバーの企業を記載しているが、変更されている可能性もあるので再度確認する。
V-21	<b>事務局検討結果</b>	
	旧	新
	<p>予消防対策については、石狩市林野火災予消防対策協議会作成の林野火災予消防対策重点事項に基づき、市が「石狩市林野火災予消防対策実施要領」を作成し実施するものとする。</p> <p><b>【1】実施機関</b> 予消防対策機関は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石狩市</li> <li>2. 北海道石狩振興局産業振興部</li> <li>3. 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署</li> <li>4. 北海道森林管理局石狩森林管理署</li> <li>5. 北海道警察札幌方面北警察署</li> <li>6. 石狩市森林組合</li> <li>7. 北海道石狩振興局森林室</li> </ol> <p><b>【2】協力機関</b> 協力機関は、次のとおりとし、実施機関に協力し、予防の万全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>各森林愛護組合</u></li> <li>2. <u>石狩開発株式会社</u></li> <li>3. <u>森林保全推進員</u></li> <li>4. <u>自然保護監視員</u></li> <li>5. <u>厚田産業株式会社</u></li> <li>6. <u>岸本産業株式会社</u></li> <li>7. <u>その他関係機関</u></li> </ol>	<p>予消防対策については、石狩市林野火災予消防対策協議会作成の林野火災予消防対策重点事項を踏まえ、市が「石狩市林野火災予消防対策実施要領」に基づき実施するものとする。</p> <p><u>「石狩市林野火災予消防対策実施要領」については、資料編に示す。</u></p> <p><b>【3】実施機関</b> 予消防対策機関は、<u>石狩市林野火災予消防対策協議会構成団体のうち</u>、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石狩市</li> <li>2. 北海道石狩振興局産業振興部</li> <li>3. 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署</li> <li>4. 北海道森林管理局石狩森林管理署</li> <li>5. 北海道警察札幌方面北警察署</li> <li>6. 石狩市森林組合</li> <li>7. 北海道石狩振興局森林室</li> <li>8. <u>石狩北部森林組合</u></li> </ol> <p><b>【4】協力機関</b> <u>石狩市林野火災予消防対策協議会構成団体は</u>、実施機関に協力し、予防の万全を図る。</p>

## 石狩市地域防災計画・石狩市水防計画改訂検討委員会の意見と検討結果

計画 該当 ページ	意見の要旨 / 計画への反映状況	
	<b>【 共通編 第3章 災害に強いまちづくり・人づくり】 第8節「防災訓練の実施」 ほか</b>	
	委員意見	避難訓練と収容避難所の運営は分ける必要がある。避難訓練は自主防災組織で行うが、計画ができた次の段階で、避難所運営訓練の中で、施設管理者をいれての意見交換が必要と考える。
	<b>事務局検討結果</b>	
I-23 ほか	<p>平成 25 年度より二カ年程度をかけて、本計画や地区防災ガイドに基づく、防災訓練を各避難所にて実施する考えであり、避難行動等のほか、避難所運営訓練も組み込むことで考えている。</p> <p>訓練実施にあたっては、町内会・自治会及び自主防災組織のほか、各地区の地区防災計画策定会議に参画いただいた機関や団体等とも連携した訓練の実施を予定しており、その中には、収容避難所に指定されている施設管理者等も含まれておりますことから、訓練の企画段階から、協議、意見交換を行なう機会があると考えております。</p> <p>また、訓練実施後には、それぞれの地区で起こり得る災害に対処できるようにするためにも、地域が主体となって訓練に取り組めるよう、訓練の企画、準備、実施までの手順を示した「訓練マニュアル」の策定・配布を考えている。</p>	

平成 25 年 3 月 8 日

石狩市防災会議

会長 田 岡 克 介 様

石狩市地域防災計画・石狩市水防計画改訂

検討委員会委員長 加賀屋 誠 一

### 石狩市地域防災計画改訂案について

平成 23 年 11 月 21 日付で当検討委員会に依頼のありました「石狩市地域防災計画・石狩市水防計画」の改訂について、別添のとおり改訂案を作成致しましたので提出いたします。

なお、石狩市地域防災計画・石狩市水防計画改訂検討委員会にて提案のあった下記意見について、附帯意見として申し添えます。

### 記

1. 石狩市地域防災計画改訂案※ 1 部
2. 附帯意見

新たな津波浸水予測や地震による被害想定が公表される等、新たな知見が得られたときは、遅滞なく本計画について必要な見直しを行うとともに、必要な対策を講じること。

※水防法第 32 条に基づく水防計画を包含し改訂案を作成